

リモート視聴対応受信機の届出について

はじめに

自宅のテレビで視聴している、または録画した放送番組を、インターネットを介して宅外で視聴する機能を有する「リモート視聴対応受信機（以下親機と呼ぶ）」および「リモート視聴対応端末／アプリケーション（以下子機／アプリと呼ぶ）」の要件として「デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件*1」が公表されていますが、この「リモート視聴要件」の中で、親機、子機／アプリを開発・製造・販売する事業者は、「リモート視聴要件」の遵守を放送サービス高度化推進協会に届け出ていただくこととしております。

本文書では、その届出方法について説明します。

*1 デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件：これまで、技術報告 NEXTVF TR-0001 として放送サービス高度化推進協会（A-PAB）のホームページで公表されてきましたが、ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」および ARIB TR-B15「BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定」に「デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件」が追記されたことに伴い、技術報告 NEXTVF TR-0001 は A-PAB のホームページから削除されています。

届出方法

ARIB TR-B14（第八編付録 C）および ARIB TR-B15（第八編付録 C）「デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件」の趣旨を踏まえ、リモート視聴要件に適合した親機、子機／アプリを開発、製造、販売する事業者*2が、届出の対象となります。

*2 対象となる事業者： ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」または、ARIB TR-B15「BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定」に規定されるコンテンツ保護要件を担保する親機を開発・製造・販売する事業者、および、前記親機に対応した、ARIB TR-B14 または、ARIB TR-B15 に準拠の子機／アプリを開発・頒布する事業者を届出対象事業者とします。

(1) 該当する親機を販売する事業者と該当する子機／アプリを頒布する事業者が同一である場合

該当する親機、子機／アプリ製造事業者は、A-PAB が定めた届出の様式（様式 1－1）に従い、必要な事項を記載の上、下記郵送先に親機発売前に届け出てください。A-PAB は、届出を受理した後に、受理番号を発行します。（様式 1－1）の情報は、A-PAB 事務局内のみで閲覧しますが、事業者名については、放送事業者からの照会があった場合、開示することがあります。親機を新たに発売する場合や、アップデート等によりリモート視聴要件に関わる機能変更がある場合は、（様式 1－2）により報告してください。

子機／アプリを新たに発売、配布する場合や、アップデートによりリモート視聴要件に関わる機能変更がある場合は、（様式 1－3）により報告してください。

(2) 該当する親機を販売する事業者と該当する子機／アプリを頒布する事業者とが別事業者である場合

親機と子機／アプリの頒布元が異なる事業者である場合、親機がペアリングを行うのは A-PAB に届け出た子機／アプリのみに限定します。このため、親機および子機／アプリを頒布する事業者は、以下の要領で届出を行ってください。

該当する親機を開発・製造・販売する事業者および該当する子機／アプリを開発・製造・頒布する事業者は、それぞれ A-PAB が定めた届出の様式（様式 1－1）に従い、必要な事項を記載の上、下記郵送先にリモート視聴対応親機、子機／アプリ発売前に届け出てください。A-PAB は、届出を受理した後に、受理番号を発行します。（様式 1－1）の情報は、A-PAB 事務局内のみで閲覧しますが、事業者名については、放送事業者からの照会があった場合、開示することがあります。

親機を開発・製造・販売する事業者は、親機を新たに発売する場合や、アップデート等によりリモート視聴要件に関わる機能変更がある場合は、（様式 1－2）と（様式 1－2 別紙）により報告してください。接続対象とする子機／アプリが複数ある場合、（様式 1－2 別紙）は子機／アプリ毎に作成し、報告してください。また、届出済みの親機に対応する子機／アプリを追加する場合は、その子機／アプリについての（様式 1－2 別紙）を作成し、追加報告してください。

子機／アプリを開発・製造・頒布する事業者は、子機／アプリを新たに発売、配布する場合や、アップデートによりリモート視聴要件に関わる機能変更がある場合は、（様式１－３）により報告してください。接続対象となる親機が複数ある場合、（様式１－３）は親機毎に作成してください。また、届出済みの子機／アプリに対応する親機を追加する場合も、（様式１－３）を作成し、追加報告してください。

なお、万一親機または子機／アプリのバージョンアップ等の結果、この親機－子機／アプリの組み合わせにおいてリモート視聴要件を満足しなくなったと関係者の協議で合意された場合は、親機または子機／アプリのバージョンアップで改善を図ることを原則とします。しかし何らかの事情でバージョンアップによる改善が図れない場合を考慮し、親機の開発・製造・販売を行う事業者の主導の下で、この親機－子機／アプリの組み合わせによるリモート視聴機能を継続できなくする手段を備えてください。

（様式１－２）、（様式１－２別紙）、（様式１－３）に記載の情報は、放送事業者からの照会があった場合、開示することがあります。

郵送先：

〒106-0032 東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズサウスタワー9F
一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）

届出書に記載された連絡担当者の氏名、連絡先、e-mail アドレス等の情報は、A-PAB から技術情報の連絡に利用する場合があるので、変更になった場合は、A-PAB に必ず連絡をしてください。

届出の不受理、無効について

A-PAB は、以下のような措置を行うことがあります。

- ◆ 届出の内容や記載に不備がある場合は、届出を受理しないことがあります。
- ◆ 届出受理後、届出内容に事実と反する虚偽が判明した場合や、放送事業者から、リモート視聴要件が守られていないとの通知があった場合には、届出を無効とします。
- ◆ 届出受理後、連絡がとれなかったり、事業の終了などが公知の事実であったりした場合は、届出を無効とします。

届出の無効と不服申し立て

届出の不受理、無効について、不服がある、あるいは届出内容の修正や改善の意向がある場合には、A・PAB のホームページ・専用フォームよりご連絡ください。

免責

本業務の執行に関し、直接又は間接に生じた放送事業者、親機および子機／アプリ開発者、届出事業者、その他、法人個人の損害について、A・PAB の故意又は重過失による場合を除き一切の責任を負わないものとします。

また、放送事業者、親機および子機／アプリ開発者、届出事業者、その他法人個人の間で紛争が生じた場合は、当事者が自己の費用と責任において解決するものとします。

届出の継続

放送サービス高度化推進協会（A・PAB）の前身団体である次世代放送推進フォーラム（NeXTV-F）に提出された届出については、そのまま継続されて A・PAB へ引き継がれています。

(様式 1 - 1)

リモート視聴対応受信機（親機）・リモート視聴対応端末

（子機／アプリ） 開発・製造・販売 届出書

20 年 月 日

一般社団法人放送サービス高度化推進協会
事務局 御中

リモート視聴対応受信機（親機）およびリモート視聴対応端末（子機／アプリ）の開発、製造、販売を行う際には、ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」または、ARIB TR-B15「BS／広帯域 CS デジタル放送運用規定」の「デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件」を遵守することに同意いたします。

所在地：

（フリガナ）

事業者名：

（申請責任者）

所属・役職：

氏名：

印

（連絡担当者）

所属・役職：

氏名：

電話：

E-mail：

(様式 1－2)

リモート視聴対応受信機（親機）チェックリスト

(様式 1－1) 受理番号：

発売／バージョンアップ日：

届出日：

事業者名：

機種名：

(リモート視聴に関する機能が同一の場合、機種の列挙のほか、複数機種をまとめたシリーズ名等による表記でも結構です。)

バージョン：

【チェック項目】

- ☐ 宅内において、あらかじめ親機とペアリングを行った子機のみでリモート視聴が可能であること。ペアリングの有効期間は最長 3 カ月であること。リモート視聴要件を満足する子機であることを認証後にペアリングを行っていること。
- ☐ 同時にペアリングを有効化できる子機の台数は 6 台までとしていること。同時にリモート視聴が可能となる子機の台数は 1 台としていること。
- ☐ 親機から子機に伝送するデジタル放送コンテンツは、AES（鍵長 128 ビット）程度の強度を有する暗号化方式により保護していること。
- ☐ 親機に蓄積または記録されたデジタル放送コンテンツを宅外の子機にコピーもしくはムーブすることは禁止していること。
- ☐ リアルタイムのリモート視聴については、放送波の制御信号等により、チャンネル単位でリモート視聴をインヒビット可能であること。

(様式 1－2 別紙)

リモート視聴対応受信機（親機）とリモート視聴対応端末
（子機／アプリ）の接続に関するチェックリスト

親機

（様式 1－1）受理番号：
発売／バージョンアップ日：
事業者名：
機種名：
（リモート視聴に関する機能が同一の場合、機種の列挙のほか、複数機種を
まとめたシリーズ名等による表記でも結構です。）
バージョン：

子機／アプリ

（様式 1－1）受理番号：
発売／バージョンアップ日：
事業者名：
機種／アプリ名、バージョン：
（リモート視聴に関する機能が同一の場合、複数子機／アプリの列挙でも結
構です。）

【チェック項目】

- ☐ 一般社団法人放送サービス高度化推進協会に届け出た受信機（親機）と子機／アプリの組み合わせ以外では、ペアリングできない手段を講じていることにより、リモート視聴要件を満足しない子機／アプリと親機とのペアリングを排除できるようにしていること。
- ☐ 受信機（親機）または子機／アプリのバージョンアップ等によりリモート視聴要件に反する組み合わせになってしまった場合、その受信機（親機）と子機／アプリの組み合わせにおけるリモート視聴機能を継続できなくする手段（例えば次回ペアリングを不可とするなど）を講じていること。

(様式 1－3)

リモート視聴対応端末（子機／アプリ）チェックリスト

(様式 1－1) 受理番号：
発売／バージョンアップ日：
届出日：
事業者名：
機種／アプリ名：
バージョン：

親機

(様式 1－1) 受理番号：
発売／バージョンアップ日：
事業者名：
機種名：
(リモート視聴に関する機能が同一の場合、機種の列挙のほか、複数機種を
まとめたシリーズ名等による表記でも結構です。)
バージョン：

【チェック項目】

- ☐ 子機に搭載されるリモート視聴機能（アプリ）では、デジタル映像出力またはデジタル映像音声出力に映像、音声を出力する場合は、HDCP（Revision 1.x または Revision 2.x）仕様に従って適切に保護技術を施すこと。Bluetooth インタフェースでデジタル音声出力する場合は、接続認証、暗号化通信、A2DP(Advanced Audio Distribution Profile)及び SCMS-T を実装し、かつ、これらに対応しない機器には音声出力しないこと。デジタル音声出力する場合は、「コピー禁止」として出力すること。但し、圧縮音声またはリニア PCM 音声に係らず 48kHz 以下かつ 16 ビット以下の音質にて Bluetooth インタフェースでデジタル音声出力する場合は、SCMS-T によるコピー制御を行うことが望ましいとする。

- 親機に蓄積または記録されたデジタル放送コンテンツを宅外の子機にコピーもしくはムーブすることは禁止していること。
- 子機に搭載されるリモート視聴機能（アプリ）には、視聴中のコンテンツをキャプチャするための機能を設けていないこと。
- 子機に搭載されるリモート視聴機能には、明らかにCMスキップを目的とした機能は設けられないことが望ましい。（例えば、タイムラインバー、早送り、巻き戻し等は可）
- ※ タイムラインバー、早送り、巻き戻し以外で搭載している特殊再生機能があれば、説明して下さい。（機能説明資料を添付いただいても結構です。）

[]

- 子機において、リモート視聴を行うためのアプリケーションは、アプリのステータス表示、操作の指示に関するものなど、リモート視聴機能の実現を目的としたもの以外に、リモート視聴中のバナー、アイコン等の同時表示、リモート視聴の開始・終了時、途中にコンテンツ、バナー、アイコン等の挿入をしないこと。